

令和6年5月教育委員会議定例会 議事日程

日 時 令和6年5月30日(木)

午前9時30分より

場 所 町民センター 2Aクラブ室

- 1 開会宣言
- 2 署名委員の指名
- 3 教育長事務報告
- 4 付議事項
 - (1) 議案第5号 令和7年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針(案)について
 - (2) 議案第6号 令和6年度一般会計補正予算(第1号補正)について(非公開)
 - (3) 議案第7号 山西小学校北棟校舎外壁補修等大規模改修工事請負契約について(非公開)
- 5 報告・協議事項
 - (1) 小・中学校学級編成及び児童生徒数について
 - (2) 山西プールの開設期間について
 - (3) その他

* 次回教育委員会議予定
- 6 閉会宣言

令和6年5月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R6.4.26~R6.5.29)

月	日	曜日	内 容
4	26	金	定例教育委員会議
			令和6年度重点施策・事業 町長ヒアリング
4	30	火	中地区教育長会議
			県市町村教育委員会教育長会会議
5	1	水	辞令交付式（町職員）
5	7	火	共同事務室運営協議会
			小中学校校長会
5	8	水	政策会議
5	9	木	県町村教育長会幹事会・春の総会
5	10	金	ラヂアン防火訓練
			初任者研修会
5	13	月	神奈川新聞社取材（教育長就任）
			心泉学園園長あいさつ
5	14	火	全国町村教育長会第66回定期総会・研究大会1日目
5	15	水	全国町村教育長会第66回定期総会・研究大会2日目
5	16	木	社会教育委員会議
			教科書用図書採択検討委員会
5	17	金	児童生徒安全対策協議会
5	18	土	二宮中学校体育祭
5	19	日	エコフェスタにのみや2024
5	20	月	中地区租税教育推進協議会総会
5	21	火	政策会議

月	日	曜日	内 容
5	21	火	中地区教職員組合定期大会
5	22	水	文化財保護委員会
5	23	木	二宮西中学校体育祭
			二宮小学校運動会
			図書館協議会
5	24	金	議会全員協議会
5	28	火	ガラスのうさぎ像平和と友情推進委員会
5	29	水	職員防災研修会

5月政策会議結果報告

令和6年5月8日（水）開催分

【町長あいさつ】

情報を共有し、共通理解を得て、部局横断的課題の対応を進めたことに感謝する。今後も引き続き連携をお願いする。

【主な付議案件】

- 1 改正気候変動適応法に伴う熱中症対策について（健康福祉部）
 - ・毎年4月第4水曜日～10月第4水曜日（今年は4/24～10/23）の期間、気温、湿度、^{ふくしゃねつ}輻射熱の三つの要素を取り入れた指標の「暑さ指数」が35を上回ることが予想される場合、前日に熱中症特別警戒アラートを発令することになった。
 - ・神奈川県では、海老名、横浜、辻堂、小田原、三浦の5箇所全ての観測地点が35以上となることが発令の要件となっている。
 - ・また、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定し、町民の活用を促進する。その施設とは、役場庁舎、町民センター、ラディアンの3箇所。

【情報交換】

- 特になし

令和6年5月21日（火）開催分

【町長あいさつ】

近隣市町との連携により、さらなる効果が得られるようなことがあれば提案してください。

地域の担い手が多岐にわたって関わっているのが現状。特に高齢化が進んでいる地区はそれが顕著となっています。徐々にでも良いので負担感を軽減する対策を講じてください。

【主な付議案件】

- 1 議会定例会における一般質問・総括質疑のとりまとめについて（政策部）
 - ・令和6年第1回議会定例会の一般質問・総括質疑について、議員の要望事項に対する各課の対応を協議し決定した。

- 2 山西小学校北棟校舎外壁補修等大規模改修工事 (教育部)
- ・当該請負契約の予定価格が5,000万円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づいて、議会に議案提出し、議決を求めるもの。

【情報交換】

- 6月25日(火) 二宮町災害対策本部訓練(総務部)

教育総務課・教育指導課事業報告

事業報告

(令和6年4月26日～令和6年5月29日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
5月7日	火	校長会・共同学校事務室運営協議会	町民センター	20
5月8日	水	情報教育担当者会	オンライン	8
5月10日	金	特別支援教育担当者会	一色小学校	26
5月10日	金	初任者研修会	町民センター	7
5/12～5/13	日・月	二宮小学校・山西小学校修学旅行（日光）	-	-
5/16～5/17	木・金	一色小学校修学旅行（日光）	-	-
5月14日	火	人権教育担当者会	オンライン	8
5月15日	水	幼稚園・保育園・小学校連携推進委員会	町民センター	10
5月15日	水	幼稚園・保育園・小学校交流会	町民センター	20
5月17日	金	児童生徒安全対策協議会	町民センター	24
5月18日	土	二宮中学校汐鳴祭（体育の部）	二宮中学校	-
5月23日	木	二宮町図書館・学校図書館連絡会議	二宮小	12
5月23日	木	二宮小学校運動会・二宮西中学校体育祭	二宮小・二宮西中	-
5月27日	月	中学校英語教育研修会	二宮中学校	10
5月28日	火	カリキュラムWG代表者会	オンライン	16

事業予定

(令和6年5月30日～令和6年6月27日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
5月30日	木	山西小学校運動会	山西小学校	-
6/3～6/5	月～水	二宮中学校修学旅行（京都・奈良・大阪）	-	-
6/7～6/9	金～日	二宮西中学校修学旅行（京都・滋賀）	-	-
6月12日	水	小・中学校長会 へのみや学園連絡会	町民センター	14
6月12日	水	二宮町幼・保・小・中一斉避難訓練及び引取り訓練	各園・各校	-
6月13日	木	小中一貫教育カリキュラムワーキンググループミーティング	各校・オンライン	
6月20日	木	二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会	町民センター	30

学校給食センター

事業報告

(令和6年4月26日～令和6年5月29日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
5月29日	水	納入物資業務監査	給食センター	4

事業予定

(令和6年5月30日～令和6年6月27日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
6月5日	水	令和6年度学校給食費（令和5年度分決算）会計監査	給食センター	8
6月26日	水	納入物資業務監査	給食センター	4

生涯学習課事業報告

(令和6年4月26日～5月29日)

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	出席者/人数	担当班
5/12	日	スポーツ推進委員研修会	町立体育館	19人	11人	スポーツ
5/14	火	町民大学講座『きれいな写真を撮ろう』 全2回 6/4	ミーティングルーム2	20人	9人	学習
5/15	水	ちいちゃいおはなし会	図書館	—	6組	図書館
5/16	木	第1回社会教育委員会議	ミーティングルーム1	16人	15人	学習
5/17	金	わらべうたであそぼう！	和室	—	12組	図書館
5/18	土	おはなし会	図書館	—	13組	図書館
5/22	水	第1回文化財保護委員会	ミーティングルーム1	11人	9人	学習
5/23	木	第1回図書館協議会	ミーティングルーム1	13人	12人	図書館
5/25	土	青少年指導員研修会	山西小学校	—	15人	学習
5/25	土	大人が楽しむおはなし会	ミーティングルーム2	30人	30人	図書館

生涯学習課事業予定

(令和6年5月30日～6月27日)

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	開始時間	担当班
5/30	木	町民大学講座『押し花アート体験』	ミーティングルーム2	14:00	学習
6/5	水	ブックスタート	保健センター	13:00	図書館
6/7	金	第2回スポーツ推進委員連絡協議会	ミーティングルーム1	19:15	スポーツ
6/11	火	第2回洋上体験研修実行委員会	秦野市保健福祉センター	16:00	学習
6/12	水	ちいちゃいおはなし会	図書館	10:30	図書館
6/14	金	教科書展示 ～6/29	図書館	—	図書館
6/15	土	おはなし会	図書館	10:30	図書館
6/19	水	町民大学講座 『ゆたかな二宮の海と魚たち』	ミーティングルーム2	14:00	学習
6/19	水	「いのちをみつめて～館野鴻 かわしまはるこ いきもの絵本の世界～」 絵本原画展 ～6/30 ※6/22(土)に子ども向けワークショップ、 トークイベントを開催 (共催：図書館をたのしむ会・二宮、にのみやおはなし会)	展示ギャラリー	—	図書館
6/21	金	わらべうたであそぼう！	和室	10:00	図書館
6/23	日	三団体（スポーツ推進委員・子ども会育成会連絡協議会・青少年指導員） 交流事業	町立体育館	9:00	スポーツ 学習

議案第5号

令和7年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書採択方針（案）について

令和6年5月30日提出

二宮町教育委員会
教育長 和田 智司

〔提案理由〕

二宮町立小・中学校において使用する教科用図書を採択するにあたり、その方針を定めるため提案する。

令和7年度二宮町立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針（案）

二宮町教育委員会は、神奈川県教育委員会が定めた「令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に則り、令和7年度に使用する教科用図書の採択方針を定める。

- 1 採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- 2 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、神奈川県教育委員会の「教科用図書調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、二宮町教科用図書採択検討委員会の協議内容を参考にし、採択する。
- 3 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。
- 4 小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、学習指導要領に定められた各教科の目標や児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性に応じ、教育目標の達成上適切なものを採択する。

令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、令和7年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校、中学校、義務教育学校の前期課程及び後期課程において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 令和7年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」という。)を除き、それぞれの「教科書目録(令和7年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書(特別支援学校・学級用)の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区(以下「採択地区」という。)における教科用図書選定審議会等(以下「審議会等」という。)の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会(以下「採択地区協議会」という。)を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要が生じた場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果(令和6・7・8・9年度用)、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果(令和7・8・9・10年度用)等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
 - イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他（保護者等）

- (4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。
- (7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

5 令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について

令和7・8・9・10年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第49条・第30条2項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(4) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容と構成

- 中学校学習指導要領(平成29年告示)の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮

- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・言語能力の確実な育成
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・体験活動の充実
 - ・学校段階間の円滑な接続
 - ・情報活用能力の育成
 - ・生徒の学習上の困難さに応じた工夫

- 生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。

(エ) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

(7) 国語

- 学習指導要領解説に示された言語活動例をもとに各領域(話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと)の資質・能力を育成するための題材として工夫や配慮がなされているか。
- 語彙を豊かにするための題材として工夫や配慮がなされているか。
- 読書活動の充実を図るための題材として工夫や配慮がなされているか。

※ 国語に関しては、書写を除くものとする。

(イ) 書 写

- 毛筆と硬筆との関連をもたせるための工夫や配慮がなされているか。
- 文字を正しく整えて速く書く能力を育成するための工夫や配慮がなされているか。
- 日常の学習や生活に役立てる態度を育てるための工夫や配慮がなされているか。

(ウ) 社 会

- 生徒が、各分野における「社会的な見方・考え方（地理的な見方・考え方、歴史的な見方・考え方、現代社会の見方・考え方）」を働かせる学習ができるための工夫や配慮がなされているか。
- 社会的事象について生徒が多面的・多角的に考察、構想し、表現するための工夫や配慮がなされているか。
- 課題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮がなされているか。

※ 社会に関しては、地図を除くものとする。

(エ) 地 図

- 一般図・拡大図・主題図・索引などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、生徒の発達の段階に即したものが適切に取り上げられているか。
- 生徒が自主的に学習に取り組み、情報を読み取る技能及びまとめる技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。

(オ) 数 学

- 数学的活動を通して、基礎的な知識及び技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。
- 言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて、論理的に考察し、さらにその過程を振り返り、その考えを表現して深めるための工夫や配慮がなされているか。
- 不確定な事象を取り扱う中で、目的に応じてデータを収集して処理し、その傾向を読み取って判断するような題材の工夫、批判的に考察し、問題解決に取り組めるような題材の工夫や配慮がなされているか。

(カ) 理 科

- 観察、実験などは、3年間を通じて、科学的に探究する力の育成が図られるような工夫や配慮がなされているか。
- 観察、実験などは、日常生活や社会とのかかわりの中で、生徒が理科の有用性を実感したり、自らの力で知識を獲得したり、また、それらを表現したりして、理解を深めて体系化していくような工夫や配慮がなされているか。
- 原理や法則の理解を深めるためのものづくりや、継続的な観察や季節を変えての定点観測など、体験的な学習活動の充実が図られるような工夫や配慮がなされているか。

(キ) 音 楽

- 表現及び鑑賞の基礎的な能力を養うために、〔共通事項〕をよりどころとして、主体的・協働的な学習の展開が図られるような工夫や配慮がなされているか。
- 「A表現」や「B鑑賞」の教材は、学習を積み重ねていくことができるよう、系統的、発展的に配列されているか。
- 音楽文化の理解について、多様な音楽を、身の回りの生活や社会と関連させながら学習するための工夫や配慮がなされているか。

(ク) 美 術

- 生徒が自ら造形的な見方・考え方を働かせながら、表現したり鑑賞したりして、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わるような工夫や配慮がなされているか。
- 生徒が自ら主題を生み出して表現したり、自ら造形的な見方や考え方を働かせて鑑賞したりできるよう、表現及び鑑賞の題材に、自分らしい思いや考えをもつための工夫や配慮がなされているか。
- 「A表現」と「B鑑賞」の領域、及び、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(ケ) 保 健 体 育

- イラスト、写真、事例等の資料について、最新のデータを扱うなど信頼性があり、生徒が健康・安全について、自他の課題を発見し、解決することに役立つような工夫や配慮がなされているか。
- 生徒が個人生活における健康・安全について科学的に思考し、判断するとともに、筋道を

立てて他者に表現できるような学習活動が取り上げられているか。

- 生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進する態度を養うよう、学習活動の工夫や配慮がなされているか。

(ロ) 技術 ・ 家庭

- 実践的・体験的な活動を通して、基礎的な知識及び技能の習得やそれらを生かした思考力・判断力・表現力等の育成を図るための工夫や配慮がなされているか。
- 「技術の見方・考え方」や「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせた学習となるよう、内容構成に工夫や配慮がなされているか。
- 既存の技術の理解を図る学習過程や、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する力を養う学習過程が取り上げられているか。

(ハ) 英語

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」などのコミュニケーションを図る資質・能力を総合的に育成できるよう、実際の言語の使用場面や言語の働き等に十分配慮した題材を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 小学校と関連した構成となるよう、小学校外国語活動及び外国語科で扱った音声や語彙、表現を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 国際理解を深めることにつながるように、世界の人々や日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然科学などを、生徒の発達の段階や興味・関心に即して効果的に取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。

※ 英語に関しては、学習者用デジタル教科書（見本版）も調査の対象とする。

(ニ) 特別の教科 道徳

- 道徳的な課題を生徒が自分との関わりの中で、主体的に考え、自分の考え方、感じ方を明確にすることができるよう、「考える道徳」につながる内容構成になっているか。
- 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えるために、多様な考え方、感じ方と出あい交流する「議論する道徳」につながる内容構成になっているか。
- 発達の段階に応じて、道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れるための工夫や配慮がなされているか。

6 令和7年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第30条2項・第49条）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(4) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(7) 内容と構成

- 学習指導要領（平成29年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・言語能力の確実な育成
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・体験活動の充実

- ・学校段階間の円滑な接続
 - ・情報活用能力の育成
 - ・児童・生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童・生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
 - 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
 - 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
 - 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
 - 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
 - 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(I) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童・生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

令和5年度

5月1日現在の児童・生徒数及び学級数

資料No.1

学校名	学級	5月1日の児童(生徒)数									5月1日の実学級数								
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計
二宮小学校	通常	98	126	93	94	112	108	631	32	663	3	4	3	3	3	3	19	7	26
	知的		5	2	1	1	3		12	12									2
	肢体						1		1	1									1
	病弱		1	1					2	2									1
	難聴							2	2	2									1
情緒	2	2	5	4	1	1		15	15									2	
一色小学校	通常	26	26	22	33	26	19	152	10	162	1	1	1	1	1	1	6	3	9
	知的						1		1	1									1
	情緒	1	3		1	1	3		9	9									2
山西小学校	通常	43	44	57	58	54	53	309	11	320	2	2	2	2	2	2	12	2	14
	知的		2	1	1	1			5	5									1
	情緒			1	2	3			6	6									1
二宮中学校	通常	117	118	105				340	15	355	3	4	3				10	3	13
	知的	2	2	4					8	8									1
	肢体			1					1	1									1
	情緒	3	3						6	6									1
二宮西中学校	通常	80	69	86				235	16	251	3	2	3				8	4	12
	知的	1	2	2					5	5									1
	難聴		1						1	1									1
	情緒	2	3	5					10	10									2

児童数計	1,145
生徒数計	606

令和6年度

5月1日現在の児童・生徒数及び学級数

学校名	学級	5月1日の児童(生徒)数									5月1日の実学級数								
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計
二宮小学校	通常	100	95	127	92	96	111	621	35	656	3	3	4	3	3	3	19	7	26
	知的	3	1	5	2	1	1		13	13									2
	肢体						1		1	1									1
	病弱			1	1				2	2									1
	難聴								0	0									0
情緒	3	4	2	5	4	1		19	19									3	
一色小学校	通常	24	24	26	20	33	26	153	11	164	1	1	1	1	1	1	6	4	10
	知的				1				1	1									1
	病弱	1							1	1									1
情緒		3	3		2	1		9	9									2	
山西小学校	通常	44	43	45	58	59	53	302	13	315	2	2	2	2	2	2	12	2	14
	知的			2	2	1	2		7	7									1
	情緒				1	2	3		6	6									1
二宮中学校	通常	112	115	117				344	19	363	3	3	4				10	4	14
	知的	1	3	2					6	6									1
	肢体								0	0									0
	難聴	1							1	1									1
	情緒	6	3	3					12	12									2
二宮西中学校	通常	56	79	71				206	11	217	2	3	2				7	3	10
	知的	1	1	1					3	3									1
	難聴			1					1	1									1
	情緒	2	2	3					7	7									1

児童数計	1,135
生徒数計	580

参考比較(児童・生徒数)

	5年度	6年度	差
二小	663	656	△7
一色小	162	164	2
山小	320	315	△5
二中	355	363	8
西中	251	217	△34

参考比較

	5年度	6年度	差
小学校	1,145	1,135	△10
中学校	606	580	△26
計	1,751	1,715	△36

参考比較(通常級実学級数)

	5年度	6年度	差
二小	19	19	0
一色小	6	6	0
山小	12	12	0
二中	10	10	0
西中	8	7	△1

参考比較(支援級実学級数)

	5年度	6年度	差
二小	7	7	0
一色小	3	4	1
山小	2	2	0
二中	3	4	1
西中	4	3	△1

○小中学校水泳授業予定表

令和6年5月1日時点

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	11	給食なし	
日にち	7月1日 月	7月2日 火	7月3日 水	7月4日 木	7月5日 金	7月8日 月	7月9日 火	7月10日 水	7月11日 木	7月12日 金	7月16日 火	7月17日 水	7月18日 木	7月19日 金
1・2校時	山西	一色	二小	二小	二小	山西	一色	二小	二小	二小	山西	一色	二中	終業式
学年	低	123	1	特支	2	低	123	1	特支	2	低	123	1	
バス台数	4	4	5	2	4	4	4	5	2	4	4	4	6	
3・4校時	山西	一色	二小	二小	二中	山西	一色	二小	二小	二中	山西	一色		
学年	中	456	5	3	1	中	456	5	3	1	中	456		
バス台数	5	4	4	5	6	5	4	4	5	6	5	4		
5・6校時	山西	西中	二小	二小	西中	山西	西中	二小	二小		山西			給食なし
学年	高	1	4	6	1	高	1	4	6		高			
バス台数	5	徒歩	4	5	徒歩	5	徒歩	4	5		5			
バス台数	5	4	5	5	6	5	4	5	5	6	5	4	6	
備考	← 1時間			← 2,3時間			←							
							一色小△	一色小△ 二宮中△ 二宮西△	一色小△ 二宮中△ 二宮西△	一色小△ 二宮中△ 二宮西△				
		予備日	12	13	14	15	16	17	18					
日にち	9月2日 月	9月3日 火	9月4日 水	9月5日 木	9月6日 金	9月9日 月	9月10日 火	9月11日 水	9月12日 木	9月13日 金	9月16日 月	9月17日 火	9月18日 水	9月19日 木
1・2校時		二中	一色	二小	二小	二小	二小	一色	山西					
学年		予備日	予備日	1	2	予備日	5	予備日	予備日					
バス台数		6	4	5	4	5	4	4	5					
3・4校時		西中	一色	二小	二小	山西	二小	一色	山西					
学年	始業式	予備日	予備日	6	3	予備日	特支	予備日	予備日					
バス台数		徒歩	4	5	5	5	2	4	5					
5・6校時		二小	山西	小小なかよしプロジェクト	二小	二中	二小	西中	二小					
学年		予備日	予備日		4	予備日	予備日	予備日	予備日					
バス台数		5	5		4	6	5	徒歩	5					
		6	5	5	5	6	5	4	5					
備考				3時間 (二宮小)										
		予備日				支援級+予備日								

【二宮町】記者発表資料

発表日	令和6年4月12日
担当	教育部 教育総務課長 田嶋卓司
連絡先	教育総務課 0463-75-9261

二宮町立中学校における小学校児童指導要録抄本等の誤廃棄について

このたび、二宮町立中学校において、1名分の小学校児童指導要録抄本及び児童生徒健康診断票を誤廃棄したことを報告します。

記

1. 概要

(1) 発生の経過

令和6年3月27日(水)に、学級担任が、新年度に向けて新たなクラスの名簿を作成するため、所定の保管場所ではない当該学級担任の机の鍵付きの引き出しから取り出して使用し、使用後、同じ場所に戻し施錠しました。

令和6年4月3日(水)15時頃に、年度末における書類の整理や廃棄をしていく中で、当該生徒の小学校児童指導要録抄本及び児童生徒健康診断票が見当たらないことに気づき、他の書類とともに廃棄してしまったのではないかと思い、校内を全職員で検索したものの、見つからなかったため、他の書類とともに誤廃棄したものと判断しました。

(2) 記載の項目

小学校児童指導要録抄本：「生徒の氏名、住所、生年月日、小学校6学年の学習記録」
児童生徒健康診断票「生徒の氏名、性別、生年月日、小学校1年生から小学校6年生までの健康診断結果」

2. 事故発生後の経過

- ・4月3日(水)以降、全職員で継続的に検索を行いました。発見できませんでした。
- ・4月8日(月)に誤廃棄したものと判断し、学校長及び当該学級担任が生徒の保護者に面会し、謝罪と経過説明を行いました。
- ・なお、現時点で、本件に関わる外部への個人情報の流出は確認されておりません。
- ・また、本件については、個人情報の保護に関する法律に基づき、国の個人情報保護委員会への報告を行いました。

3. 事故の発生原因

本件は、当該書類を使用後に直ちに所定の保管場所に保管しなかったこと及び廃棄書類の事前確認不足により発生したものです。

4. 今後の再発防止策

学校長及び当該学級担任に対し、個人情報が記載された文書の所定の場所への保管と返却確認を複数人で行うこと、廃棄前の確認について教職員に徹底するよう指導し、再発防止に努めてまいります。



二宮町立中学校における「災害時生徒引き取り個人票」の紛失について

二宮町立中学校において、第3学年のうち1学級分の「災害時生徒引き取り個人票」を紛失したことを報告します。

「災害時生徒引き取り個人票」には、それぞれの生徒の氏名、保護者の氏名、自宅住所、勤務先名称、連絡先を記載しています。

記

1. 概要

令和6年4月8日（月）に、当該学級担任が「災害時生徒引き取り個人票」を生徒から回収し、所定の保管場所へ戻しました。

令和6年4月17日（水）に、校長が保管場所を確認した際に、当該学級分の「災害時生徒引き取り個人票」が見当たらないことに気づき、全職員で検索したものの、見つからなかったため紛失と判断しました。

2. 経過

- ・4月17日（水）以降、全職員で継続的に検索しましたが発見できませんでした。
- ・4月30日（火）に紛失と判断し、学校長がそれぞれの保護者に連絡し、謝罪と経過説明を行いました。
- ・その後も検索を行っておりますが現時点で発見に至っておりません。今後も検索を継続してまいります。
- ・現時点で本件に関わる外部への個人情報の流出は確認されておりません。
- ・本件について、個人情報の保護に関する法律に基づき、国の個人情報保護委員会への報告を行いました。

3. 再発防止策

町教育委員会として当該校に対し、個人情報に記載された文書の保管場所の管理方法の見直しを行うなど、再発防止策を講じるよう指導を行いました。

また、他の小中学校に対しても本件を周知したうえで、個人情報に記載された文書の取り扱いについて注意するよう指導を行いました。

問い合わせ先（担当課直通）

教育部教育総務課 課長 田嶋 卓司 ☎0463-75-9261



令和6年6月教育委員会議定例会予定

- 1 日 時 令和6年6月28日（金）9時30分から
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 付議事項
- 4 報告・協議事項
 - (1) 令和6年度二宮育英会奨学生の選考結果等について
 - (2) ガラスのうさぎ像平和と友情のつどいについて
 - (3) その他

※主な行事

6月12日（水）	13：30	幼・保・小・中一斉避難訓練及び引取り訓練
6月28日（木）	9：30	教育委員会議
	13：30	学校訪問（山西小学校）

■学校訪問（6月28日 山西小学校）について

当日の議論を深めるため、事前に質問事項を集約します。以下の期日までに、ご報告をお願いします。

- ・報告方法 任意様式（メール本文への入力でも可）
教育指導課にメールで提出
(ninomiya-shidou@town.ninomiya.kanagawa.jp)
- ・報告期日 令和6年6月14日（金）
- ・その他 集約した質問は、当日の学校からの説明または懇談の中で取り扱っていく予定です。（時間の都合により変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

